

# 平成 30 年度 運輸安全マネジメント

三王交通株式会社

## 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、公共交通機関としての社会的責任と公的使命感であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- ② 社長及び安全統括管理者は定期的に現場視察を行い状況把握に努めるとともに、現場の声に真摯に耳を傾け、社員に対し法令順守、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- ③ P (Plan 計画)・D (Do 実行)・C (Check 評価)・A (Action 改善) のサイクルに基づき、安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となってその役割を果たすことにより、絶えず継続的に輸送の安全性の向上を図ります。
- ④ 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

## 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- ① 自動車事故報告規則第 2 条に規定する重大事故をゼロにします。

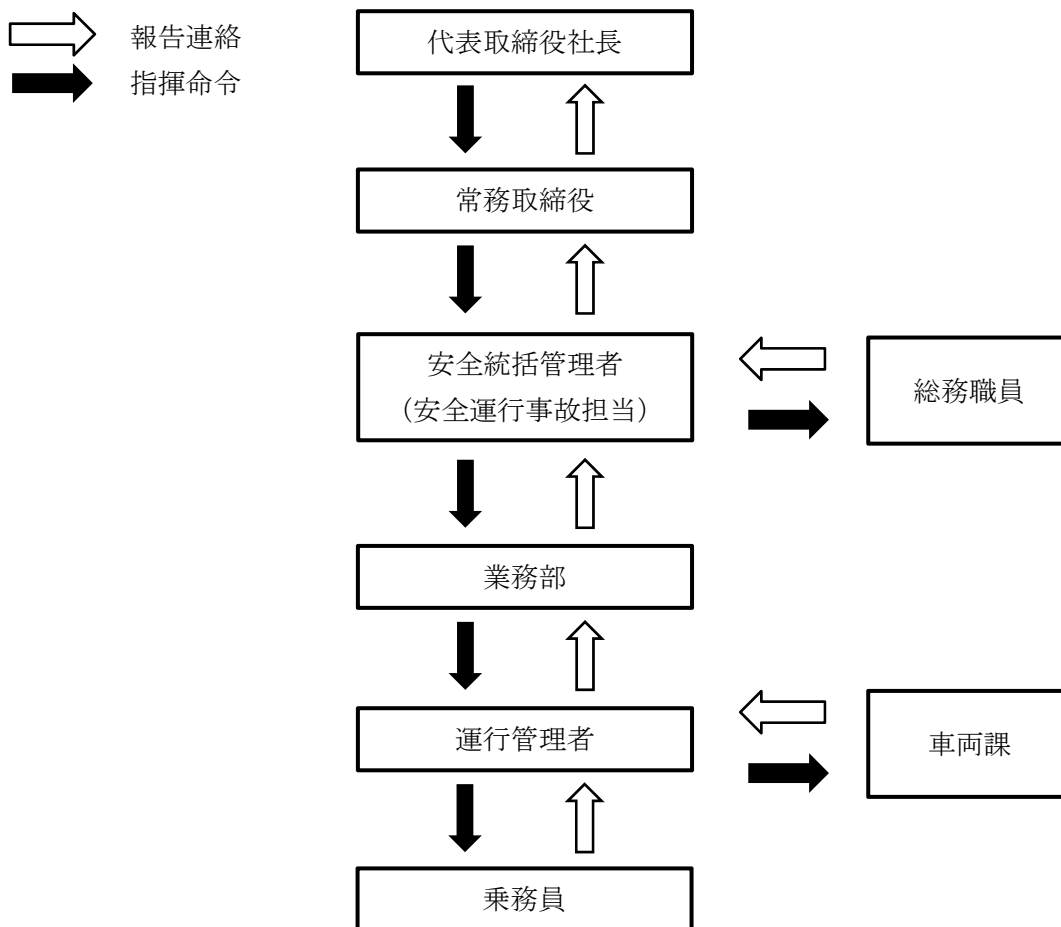
|          | 重大事故 |     |
|----------|------|-----|
|          | 目標   | 実績  |
| 平成 29 年度 | 0 件  | 0 件 |
| 平成 30 年度 | 0 件  | 0 件 |

## 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故の統計

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

| 事故類型  | 件数  |
|---|-----|
| 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む）を起し、又は鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突し、若しくは接触したもの      | 0 件 |
| 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの             | 0 件 |
| 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの | 0 件 |
| 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの                              | 0 件 |
| 自動車の装置（道路運送車両法第四十一条各号に掲げる装置をいう）の故障により、自動車が運行できなくなったもの             | 0 件 |
| 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの            | 0 件 |
| 総件数   | 0 件 |

## 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



## 平成 30 年度 輸送の安全に関する重点施策及び年間計画

### ① 運行管理の徹底

- ・ 毎月安全に関する重点目標を定め、乗務員が始業時に運行管理者と行う対面点呼の際に重点目標の徹底を図る。
- ・ 乗務員の始業時、終業時におけるアルコール検査の実施
- ・ 始業時、終業時の点呼の際に乗務員の健康状態、睡眠不足、言動、服装、薬の服用の有無、免許証の有効期限など、輸送の安全に関する項目を厳格にチェックする。
- ・ 道路状況、気象状況、交通規制、渋滞情報、催事情報など、輸送の安全に関する情報の把握に努め、的確に乗務員へ伝達する。

### ② 車両整備の徹底

- ・ 乗務員による通常の運行開始前点検に加え、整備士による専門的な視点での点検を実施し、輸送の安全確保に努める。
- ・ 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施

### ③ 事故防止対策

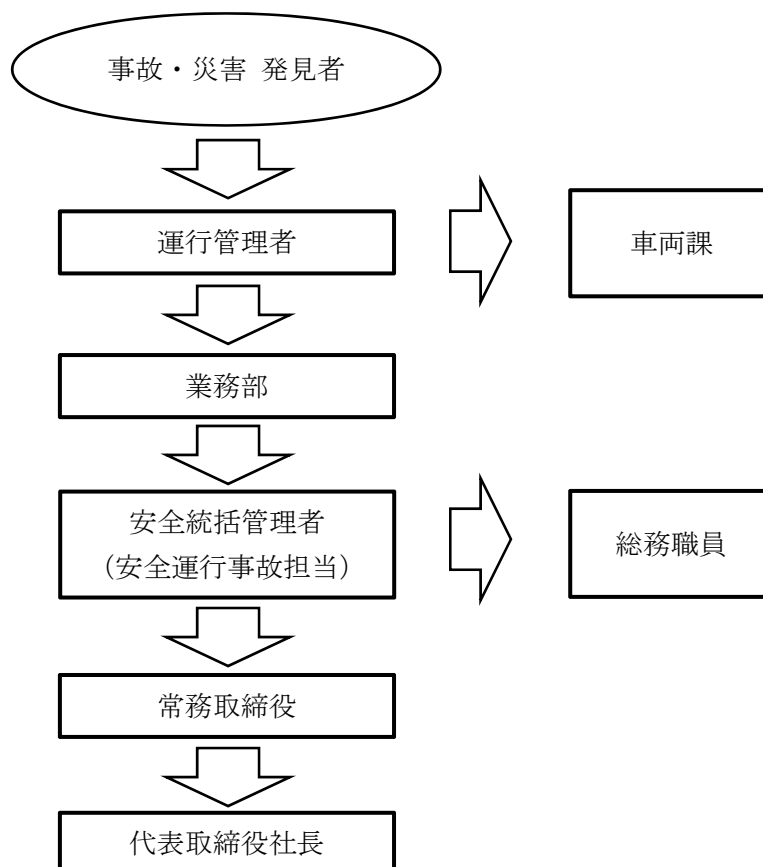
- ・ 毎月開催する経営推進会議にて、発生した事故の分析、再発防止の為の改善点を検証する。
- ・ 交通事故防止対策協議会を設置し、法令遵守の取組や事故抑制に関する問題の改善や解決を図る。
- ・ 規定に基づき、無事故運転者への表彰を実施。

④ 乗務員の健康管理

・年2回の定期健康診断及び年1回のストレスチェックを実施。その結果について毎月開催する安全衛生委員会の中で産業医の意見を仰ぎ、乗務員の健康管理に努める。

|    |   |     |   |
|----|---|-----|---|
| 4月 | 春の全国交通安全運動<br>春の交通事故防止強化月間<br>春期特別集合点呼の実施 | 10月 | 定期健康診断<br>月例集合点呼                                    |
| 5月 | 月例集合点呼                                    | 11月 | 冬の交通安全運動<br>冬の交通事故防止強化月間<br>冬期特別集合点呼の実施<br>ストレスチェック |
| 6月 | 夏期特別集合点呼の実施                               | 12月 | 年末年始の輸送に関する安全総点検<br>月例集合点呼                          |
| 7月 | 夏の交通安全運動<br>夏の交通事故防止強化月間<br>月例集合点呼        | 1月  | 年末年始の輸送に関する安全総点検<br>月例集合点呼                          |
| 8月 | 月例集合点呼                                    | 2月  | 定期健康診断<br>月例集合点呼                                    |
| 9月 | 秋の交通安全運動<br>秋の交通事故防止強化月間<br>秋期特別集合点呼の実施   | 3月  | 月例集合点呼  |

事故・災害等に関する  
報告連絡体制



## 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- ① 年間計画に合わせた安全教育を確実に実施する。
- ② 初任乗務員研修など定められた研修のほか、輸送の安全性の向上につながる各種研修への参加。
- ③ 輸送の安全に関する教育（集合点呼）を年 12 回（毎月）実施。
- ④ 乗務員の速度管理指導を毎日実施。
- ⑤ 事故惹起者に対する指導・教育を適宜実施。
- ⑥ 事故及びヒヤリ・ハット事例は当事者だけの責任ではなく会社全体のものと捉え、情報の収集、社内での共有化、集団的教育へと PDCA サイクルに基づいた活用を行う。

## 平成 30 年度 年間重点目標

|     |               |      |            |
|-----|---------------|------|------------|
| 4 月 | 他車の動向に注意      | 10 月 | スピードダウンの励行 |
| 5 月 | 違法客待ちの禁止      | 11 月 | 確実な一時停止の徹底 |
| 6 月 | 忘れ物声掛けと乗降時の確認 | 12 月 | バック事故に注意   |
| 7 月 | 歩行者・二輪車に注意    | 1 月  | 行き先・経路の確認  |
| 8 月 | 確実な一時停止の徹底    | 2 月  | 車間距離の保持    |
| 9 月 | 接客マナーの遵守      | 3 月  | 交差点の安全確認   |

## 輸送の安全に関する内部監査実施状況及び措置内容

- ① 内部監査実施要綱を策定し、年 1 回定期的に実施する。
- ② 内部監査で指摘を受けた問題点は、PDCA サイクルに基づき必要な是正措置・予防措置を講じる。

## 輸送の安全に関する予算等

### ① 平成 29 年度実績

- ・運行管理者講習
- ・整備管理者講習
- ・定期健康診断実施（年 2 回）
- ・無事故表彰
- ・ストレスチェック実施
- ・新型アルコールチェッカーの導入
- ・各種外部講習

### ② 平成 30 年度予算

- ・運行管理者講習
- ・整備管理者講習
- ・定期健康診断実施（年 2 回）
- ・無事故表彰
- ・ストレスチェック実施
- ・全車ヘッドライトを LED に変更
- ・新型ドライブレコーダーの導入
- ・各種外部講習

## 安全統括管理責任者

大原 康志（おおはら やすし）・・・ 業務次長

## 行政処分内容、講じた措置等

平成 29 年度はありませんでした。